

サブ ワーキング・グループについて

規制改革推進会議地域産業活性化WG（令和6年7月29日）における事務局提出資料を一部改変

① 開催趣旨

- 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、「直ちに開始」とされている、「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論」について、専門的・技術的な観点を含め、検討を進めるため、以下の規制改革推進会議の委員・専門委員による「サブ ワーキング・グループ」を開催する。
- サブ ワーキング・グループにおいて議論された内容については、規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキング・グループに適宜に報告するものとし、サブ ワーキング・グループは非公開で開催する。
- 事務局は内閣府が務め、必要に応じ、国土交通省、関係有識者等にも参加を求める。

② 構成

※令和6年7月29日時点

座長	御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
	川邊 健太郎	LINEヤフー株式会社 代表取締役会長
	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	國峯 孝祐	國峯法律事務所 弁護士